

(お知らせ)

浪江町における津波被災地域全域のがれきの撤去について

平成26年7月1日
環境省福島環境再生事務所

現在、環境省では浪江町の災害廃棄物等の処理に向けて、災害廃棄物仮置場や仮設処理施設の建設準備を進めています。

今般、浪江町の津波被災地域全域のがれきの撤去を行う「津波がれき収集・運搬・選別等業務」の開始にあたり、マリパークなみえに集積してあるがれきの一次選別処理を先行して実施いたしますのでお知らせします。

1. 概要

津波がれきの収集・運搬・選別等業務について

津波被災地域全域のがれきの撤去を行うため、被災地に点在している津波がれきの収集・運搬を行います。それに先立ちマリパークなみえ（仮設処理施設予定地）に集積されている津波がれきの一次選別処理に着手します。

なお、選別後は、現地で一時保管後、災害廃棄物仮置場に搬入します。

2. 取材について

以下のとおり取材を受け付けます。津波被災区域作業の安全確保のため、指定のエリアにて撮影取材いただきますようお願いいたします。

取材に当たっては、現地担当者の指示に従ってください。

取材される方は、記者証又は社名入りの腕章を着用してください。

日程については、予定であり、変更・中止されることがありますので、ご了承ください。

日 時：平成26年7月3日(木) 午前10時～

場 所：双葉郡浪江町大字棚塩字向川原 214 番地

(マリパークなみえ)

※取材の事前登録は不要です。(取材を希望される場合は当日午前10時までにお願いします。)

<問い合わせ先>

福島環境再生事務所

直通：024-573-7547

放射能汚染廃棄物対策第一課

課 長：永森 一暢

課長補佐：大川 裕